

**横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第934号)**

**平成23年5月20日**

横 情 審 答 申 第 934号  
平 成 23年 5月 20日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
く 諒問について（答申）

平成22年11月15日都企第519号による次の諒問について、別紙のとおり答申します。

「【募集】都市計画マスタープラン（区プラン）見直しの検討にあたって  
のモデル区について（平成22年5月21日）」、「【都市計画マスタープラン  
（全市プラン）】第3回改定検討関係係長会の開催について（依頼）（平成  
21年10月14日）」及び「Re:【都市計画マスタープラン（全市プラン）】第3  
回改定検討関係係長会の開催について（依頼）（平成21年10月15日）」の一  
部開示決定に対する異議申立てについての諒問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「【募集】都市計画マスタープラン（区プラン）見直しの検討にあたってのモデル区について（平成22年5月21日）」、「【都市計画マスタープラン（全市プラン）】第3回改定検討関係係長会の開催について（依頼）（平成21年10月14日）」及び「Re:【都市計画マスタープラン（全市プラン）】第3回改定検討関係係長会の開催について（依頼）（平成21年10月15日）」を一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年6月25日付で行った、「【募集】都市計画マスタープラン（区プラン）見直しの検討にあたってのモデル区について（平成22年5月21日）」、「【都市計画マスタープラン（全市プラン）】第3回改定検討関係係長会の開催について（依頼）（平成21年10月14日）」及び「Re:【都市計画マスタープラン（全市プラン）】第3回改定検討関係係長会の開催について（依頼）（平成21年10月15日）」（以下「本件申立文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち、職員個人の電子メールアドレスについては、開示することにより、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するほか、本来組織メールアドレス宛に送られるべき市民の意見などが、異動後の職員個人宛に送られるおそれがあるなど、当該職員の行う市の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。
- (2) 職員個人の電子メールアドレスを公開することは、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、市役所内ネットワークシステムに深刻な被害がもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚

大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、行政機関としての信頼が著しく失墜するおそれがある。

- (3) 併せて、昨今、電話による職員個人への執ような営業行為が繰り返されるといった状況もあり、職員の電子メールアドレスを公開することにより、そのような営業行為が、電話のみならず電子メールでも行われることが予想される。また、本市では、市民の意見募集等の電子メールは、組織メールアドレスを公開しており、外部からの電子メールは組織メールアドレスで受信したうえ、速やかに担当者に転送している。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 職員の電子メールアドレスが非開示となっているが、時代遅れのルールであるので、この機会に見直しをお願いしたい。日進月歩の今日、多くの職員が、直通電話とパソコンを利用できる状況にあり、メールアドレスも市役所から与えられている。民間では、会社が与えたメールアドレスは、個人のプライバシーとは別の扱いをしている。市民との情報のやりとりが増えている現在再考すべきだ。また、わざわざ組織アドレスは残し、個人アドレスだけ黒塗りする作業は常識に合わない作業である。
- (3) メールの送付先が不明になることは納得できない。行政文書が「メール」の場合、「手紙の文書」などと同様、「誰が、誰に、何時、何を、どのように」発信したかがその要素になる。特に、「誰が、誰に」メールしたかは、内容とともに「重要」な要素である。ところが、本件申立文書を見たところ、送付先の名前の肩書き、組織名、役職名等の表記がバラバラである。
- (4) 実施機関は、「開示することにより業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大する」と主張しているが、公務員に関わらず、民間会社も同じである。民間会社では、電話で商品勧誘などの所謂「迷惑電話」がかかるのを防ぐのと同様、所謂「迷惑メール」の対応は専門的な知識をもったシステム部門が、ソフト対応等を実施しできるだけ防御している。インターネットの効率のメリットを追求することを選択している。また、その「おそれ」があることが何故「事務事業の適正な遂行に「著しい」支障」となるのか。

(5) 実施機関は、「本来組織メールアドレス宛に送られるべき市民の意見などが、異動後の職員個人宛に送られるおそれがある」と主張しているが、相手に注意をすれば済むだけの話である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

横浜市では、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づき横浜市都市計画マスタープランを策定している。都市整備局企画部企画課（以下「企画課」という。）では、横浜市都市計画マスタープラン全市プラン（以下「本件プラン」という。）の決定又は変更に関することを所掌しており、現在、本件プランの改定作業を行っている。

本件申立文書は、本件プランの改定を進めるに当たり、企画課担当者と関係課担当者との間で送受信した電子メール及び添付ファイルである。このうち、実施機関は、メール本文及び添付ファイルに記録された職員個人の電子メールアドレスを非開示としている。

### (2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書を開示することにより業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するほか、本来組織メールアドレス宛に送られるべき市民の意見などが異動後の職員個人宛に送られるおそれがあることなど、当該職員の行う市の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると主張しているため、以下検討する。

ウ 実施機関では、業務上職員が使用するメールアドレスとして、課単位に組織メールアドレス、職員個人に個人メールアドレス等を設定している。

事務局をして実施機関に確認させたところ、組織メールアドレスは、市役所内部で公開により利用しているほか、市のホームページにおいて各課への連絡先のアドレスとして掲載することや、市民からの意見等に回答する際に発信元として使用する場合など、その業務の利用目的に応じて市役所以外の外部向けの連絡先として利用しているとのことであった。また、個人メールアドレスについては、

公になった場合にはいたずらや偽計等に使用される可能性が否定できず、日常の業務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用しているとのことであった。

さらに、実施機関で実際にあった事例として、組織メールアドレス宛ではあるが、特定の職員に対して誹謗中傷にとどまらない脅迫とも思慮される電子メールが送付されてきたことがあるため、個人メールアドレスを公にした場合には、さらに職員個人に対して直接個人攻撃をするような電子メールが送られるおそれがあることであった。

また、実施機関においては、職員録や組織図を作成し、一般の閲覧に供しているが、それには職員氏名、電話番号、ファックス番号等が記録されていることが認められるものの、電子メールアドレスは記録されていない。一方、インターネットを利用した情報受発信について必要な原則を定めた横浜市インターネット情報受発信ガイドライン（平成19年10月26日行I第678号行政運営調整局長通知）細則1では、市のホームページの下部に電子メールアドレスを記載するとともに、迷惑メール回避のための対策をすることとされている。また、実施機関の取り扱いとしては、掲載する電子メールアドレスは、組織メールアドレスであり、個人メールアドレスではないとのことであった。

さらに、市民からの問い合わせなど市役所以外の外部からの連絡については、公開されている組織メールアドレスで足りるのであり、個人メールアドレスについてまで公にする必要があるとまではいえず、むしろ本件申立文書で非開示とされている個人メールアドレスが公になった場合には、いたずらや偽計等に使用されることなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来たすなどの弊害を生じるおそれがある。

エ したがって、本件申立文書に記録された個人メールアドレスは、公にすることにより、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号に該当する。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7号第2項第6号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年11月15日	・実施機関から諮詢書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年11月19日 (第110回第三部会) 平成22年11月25日 (第175回第一部会) 平成22年11月26日 (第181回第二部会)	・諮詢の報告
平成22年12月3日 (第111回第三部会)	・審議
平成22年12月17日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年1月21日 (第113回第三部会)	・審議
平成23年2月4日 (第114回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成23年3月4日 (第115回第三部会)	・審議
平成23年3月18日 (第116回第三部会)	・審議
平成23年4月22日 (第117回第三部会)	・審議